

肝炎対策基本法にもとづく患者救済策実施の要望書

長崎肝友会(B型・C型肝炎患者団体) 代表 安部 都

長崎県西彼杵郡長与町高田郷2493-20

電話:090-5734-2886

全国の肝炎患者が切望してきた「肝炎対策基本法」が昨年11月30日に成立しました。

私たち長崎肝友会は、「薬害肝炎被害者救済特別措置法」(薬害肝炎救済特措法)で救済されない薬害肝炎被害者、集団予防接種や輸血などで感染させられ、救済されていない大多数のウイルス性肝炎患者の苦しみと願いをもとに、様々な活動に取り組み、肝炎対策基本法の早期制定、国の責任によるすべての肝炎患者の救済などを求めてきました。

肝炎対策基本法はB型・C型肝炎のウイルス感染には「国の責めに帰すべき事由によりもたらされ・・・たものがある」と国の責任を明記し、肝炎対策を総合的に実施する「国の責務」をかけた、具体的には「肝炎患者の療養に係る経済的支援」などをあげ、附則には「肝硬変及び肝がんに関する施策の実施」も盛り込まれています。衆議院の付帯決議ではインターフェロン助成の改善、B型肝炎の抗ウイルス剤療法への助成、治療のための休職・休業を余儀なくされた患者に対する支援策などを求めています。今後、患者・家族・遺族などの代表を含めた肝炎対策推進協議会がつくられ、その論議も踏まえて国の肝炎対策基本指針がつくれ、肝炎対策の施策が実施されることとなります。

肝炎対策基本法成立直後に薬害肝炎全国原告団、B型肝炎訴訟原告団、日肝協などの患者と会った鳩山総理は、患者側が求めた医療費助成の予算措置について「新政権として全力を尽くすことを約束したい」と確約されました。

また、今年度より、抗ウイルス剤インターフェロンの助成や身体障害者手帳の交付も開始されましたが、それは、ごく僅かな一部の患者だけに適応となります。そこで、私たち患者会は肝炎対策基本法にもとづき、長崎県独自の総合的な肝炎対策の方針を定め、必要な個別法の整備、予算措置を図るとともに、現行法制下の元、長崎県の全肝炎患者救済策を速やかに実施するよう要請いたします。

記

- 1、肝炎患者の多くは日々症状が進行し、高い医療費負担や生活に苦しみ、毎日120人ほどの命が奪われている現実を直視し、現行法制下のもと可能な救済策を速やかに実施し、庇護薬、検査費用、通院費の長崎県独自の助成を行うこと。
- 2、長崎県の肝炎対策協議会を速やかに設置し、そのなかに患者会の代表者を含めること。
- 3、ウイルス性肝炎患者は国の医療行為に伴う医原病の被害者であり、肝炎対策基本法に規定された国の感染発生・拡大の責任、肝炎患者救済の責務にもとづき、長崎県の肝炎発症者に一時見舞金もしくは定期的な健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 4、肝炎ウイルス検査の未検査者、肝炎ウイルス陽性者の未治療者の実態を把握し、早期検診、早期治療につなげる施策を講じること。肝炎ウイルス陽性者、発症者の「健康管理手帳」を交付し、継続的な治療と救済がはかれるようにすること。